

(別添3)

事業者の選定方法等

(優先採択)

第1 令和8年度(2026年度)熊本県サービス付き高齢者向け住宅供給事業者の選定においては、次表のとおり優先採択するものとする。

		拠点性条件(高齢者の日常生活に必要な施設の状況)	優先採択の順位
中山間地域等 (別添1参照)	中心集落等 <sup>※1</sup>	医療施設 <sup>※2</sup> 、高齢者の日常生活に必要な福祉施設 <sup>※3</sup> 、高齢者の日常生活に必要な商業施設 <sup>※4</sup> の3種類全てが存在する <sup>※5</sup> 場合	1
		医療施設 <sup>※2</sup> 、高齢者の日常生活に必要な福祉施設 <sup>※3</sup> 、高齢者の日常生活に必要な商業施設 <sup>※4</sup> のいずれか2種類が存在する <sup>※5</sup> 場合	2
		医療施設 <sup>※2</sup> 、高齢者の日常生活に必要な福祉施設 <sup>※3</sup> 、高齢者の日常生活に必要な商業施設 <sup>※4</sup> のいずれか1種類が存在する <sup>※5</sup> 場合	3
		上記に該当しない場合であって、市町村の介護保険事業計画等と整合する高齢者居住安定確保計画にサービス付き高齢者向け住宅の供給方針が明示され、かつ、当該サービス付き高齢者向け住宅の計画が当該供給方針に整合するものである場合	4
	上記以外	5	
	中心集落等以外の地域		
中山間地域等以外の地域			6

※1:「中心集落等」とは、地域の中心的な集落であり、役場等の行政機能、事業所等の集積が見られる集落をいう。

なお、「集落」とは、建築物の敷地相互間の最短距離が原則として50m以内で、建築物が連たんしている区域をいう。

※2:「医療施設」とは、第2項の表の(1)号(ろ)欄に掲げる施設とする。

※3:「高齢者の日常生活に必要な福祉施設」とは、第2項の表の(2)号(ろ)欄に掲げる施設とする。

※4:「高齢者の日常生活に必要な商業施設」とは、第2項の表の(3)号(ろ)欄に掲げる施設とする。

※5:「存在する」とは、同一の集落内かつ計画敷地の境界線から500m以内に当該施設が存在する場合をいう。ただし、高齢者の日常生活に必要な福祉施設につ

いては、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者が、当該施設から高齢者の福祉サービスを提供される状態にある場合にあっては、この限りでない。

(高齢者の日常生活に必要な施設)

第2 前項表中に規定する医療施設、高齢者の日常生活に必要な福祉施設及び高齢者の日常生活に必要な商業施設は、次表のとおりとする。

	(い)	(ろ)
(1)	医療施設	医療法に基づく病院又は診療所
(2)	高齢者の日常生活に必要な福祉施設	老人福祉センター、老人憩いの家、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所、居宅療養管理指導事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防訪問介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防訪問看護ステーション、介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防居宅療養管理指導事業所、介護予防通所介護事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所療養介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所、介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防支援事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、複合型サービス事業所その他これらに類する施設等で、サービス付き高齢者向け住宅の入居者が当該施設に入所することなく福祉サービスを受けることができるものとする。
(3)	高齢者の日常生活に必要な商業施設	郵便局、JA、銀行、日用品販売店、スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、食料品店（惣菜含む。）、衣類（靴含む。）販売店、飲食店（主として食事を提供するもの。夜間営業のみのもものを除く。）、デパート、薬局（一般に販売しているものに限る。）、道の駅、物産館その他これらに類する施設で、高齢者の日常生活に必要なものとする。